青森公立大学実習演習費徴収要綱

平成２１年１２月２８日制定
改正　平成２３年　７月１９日

（趣旨）
第１条　この要綱は、青森公立大学（以下「大学」という。）の授業に係る消耗品費等その他の実費に充てるための費用（以下「実習演習費」という。）の徴収について必要な事項を定めるものとする。
（実習演習費の徴収対象者）
第２条　実習演習費は、学部及び大学院に在学する学生から徴収する。
２　前項の学生には、授業料の減免を受けている者（第５条第２号及び第３号に掲げる者を除く。）を含むものとする。
３　科目等履修生、聴講生、特別聴講学生及び研究生については、実習演習費を徴収しない。
（実習演習費の額）
第３条　実習演習費の額は、別表のとおりとする。
（実習演習費の徴収）
第４条　実習演習費の徴収は、各年度に係る実習演習費について前期及び後期の２期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の２分の１に相当する額とする。
２　前項の徴収は、授業料の徴収と併せて行う。この場合において、公立大学法人青森公立大学授業料等規程（平成２１年規程第４号）第１２条後段の規定により授業料の分割納入を許可された者については、当該分割納入に係る第１回目の納期において徴収する。
（休学者等の特例）
第５条　第２条第１項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学生については、それぞれ当該各号に定める実習演習費を徴収しない。
(1)　前期又は後期の各基準日（前期にあっては４月１日、後期にあっては１０月１日をいう。）において当該期の休学を許可されている学生 当該期分の実習演習費
(2)　公立大学法人青森公立大学特待生に関する規程（平成２１年規程第６号、以下「特待生規程」という。）第２条第１号に掲げる入学特待生 卒業に要する４年の在学期間の実習演習費
(3)　特待生規程第２条第２号に掲げる一般特待生 当該一般特待生として決定された期分の実習演習費
（実習演習費の不還付）

第６条　既納の実習演習費は、還付しない。ただし、新たに入学する者に係る実習演習費について、その者が入学年度到来前に入学辞退を認められた場合は、この限りでない。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、実習演習費の徴収について必要な事項は、別に定める。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２１年１２月２８日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の日前において、授業に係る消耗品費その他の実費として大学が学生から徴収した費用は、この要綱の規定に基づく実習演習費とみなす。

附　則

（実施期日）

１　この要綱は、平成２３年７月１９日から実施する。

（実習演習費徴収対象者の特例）

２　第２条第２項の規定にかかわらず、平成２３年度入学者に係る実習演習費又は平成２３年度に納付すべき実習演習費（以下「実習演習費」という。）を負担する者が、東日本大震災の被災者に係る授業料等の免除等に関する要綱（平成２３年７月１９日制定）（以下「免除要綱という。」）の規定に基づき授業料の免除が認められたときは、当該実習演習費を免除するものとする。

（実習演習費の徴収の特例）

３　第４条の規定にかかわらず、実習演習費を負担する者が、免除要綱の規定に基づき授業料の徴収の猶予が認められたときは、当該授業料の徴収の猶予期間において実習演習費の徴収を猶予するものとし、また、免除要綱の規定に基づき授業料の分割徴収が認められたときは、当該分割徴収に係る第１回目の納期において徴収するものとする。

（退学の場合における実習演習費の一括納付）

４　徴収の猶予の許可を受けた者が退学するときに納付すべき実習演習費に未納があるときは、退学届の提出日までにその未納額を一括で納付しなければならない。

（実習演習費の還付の特例）

５　第６条の規定にかかわらず、第２項の規定により実習演習費の免除された者について、既納の実習演習費を還付するものとする。

（その他）

６　この要綱の実施にあたり、実習演習費免除の申請、審査、再審査、免除等の再決定、還付及び取消しに関する手続きについては、免除要綱の例によるものとする。

別表（第３条関係）

区 分	実習演習費の額
学部生	年額 ３０，０００円
大学院生	年額 ５０，０００円